

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 3 年 10 月 7 日時点）

このことについては、令和 3 年 9 月 14 日付け教保第 445 号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が減少傾向となり、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が解除されたものの、県内外の感染状況は依然予断を許さない状況にあることから、次のとおり時点更新します。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、活動前後や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等の内容を遵守すること。

2 活動の制限について

- 以下の活動は、これまで感染拡大事例が発生した、比較的高いリスクが高い活動であるという認識の上で、十分な感染防止対策を講じて実施することができる。

- ・ 県外への遠征及び県外の学校との交流
- ・ 大学生チームや社会人チームとの交流
- ・ 県外在住の指導者を招いての活動や、県外から帰省した卒業生等との交流

※ これらの活動を行う際、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を慎重に判断すること。

※ 県外遠征及び県外の学校との交流に際しては、生徒と保護者の意向を尊重すること。

※ 県外遠征の際、出発前と帰県後には抗原検査等を実施することが望ましい。また、交流する来県者についても、来県前に検査を実施することが望ましい。

- 宿泊を伴う活動は必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1 室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に宿舎担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- 活動前後に生徒同士で会食することは控えること。また、昼食については、三密を避けるるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。

【担当】

学校体育指導係

副参事 志田 哲也

TEL 025-280-5624